

議員提出第2号議案

大阪府附属機関条例一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和4年10月11日

大阪府議会議長 森 和臣 様

提出者

大阪府議会議員

いはら 勉	岩木 均	上田 健治	二朗	之馨
植田 正裕	魚森ゴータロー	牛尾 浩	治	浩
大橋 一功	岡沢 龍	おきた 紀	之	こうき
角谷 一庄	河崎 大樹	坂田 友	介	友
金城 克典	久谷 敬理	杉江 さとる	さとる	さとる
坂上 敏也	川谷 大眞	徳村 江	あきひと	あきひと
鈴木 富士	井川 達公	中川 中	恭弘	恭弘
田川 誠	永井 公嘉	西川 中	和一	和一
中野 稔	中川 太子	西野 西	昌輔	昌輔
中林 克敏	西田 熨	橋前 一臣	利明	利明
西広瑞	元田 久勝	松久 久幸	かおる	かおる
松浪 ケンタ	前松 浩	松幸 吾治	よし倉	よし倉
三田 勝	三山 橋	三山 真賢	廉	廉
泰まさき	和本 田	和田 賢治	幸	幸
横英幸				

議員提出第2号議案

大阪府附属機関条例一部改正の件

大阪府附属機関条例の一部を改正する条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

大阪府附属機関条例の一部を改正する条例

大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第一（第二条関係） (略)			別表第一（第二条関係） (略)		
	名称 (略)	担任する事務 (略)		名称 (略)	担任する事務 (略)
一 四 (略)	大阪府ギヤンブル等依存症対策審議会 (略)	大阪府ギヤンブル等依存症対策基本条例（令和四年大阪府条例第二十九号）第十一条第二項に規定する事項についての調査審議に関する事務 (略)	一 四 (略)	大阪府自殺対策審議会 (略)	(略)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

今般、上程する大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例案の趣旨を具体化し、実効あるものにするためには、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することが極めて重要であり、知事の附属機関を新たに設置するため、本条例を提案するもの。